



厄神まちづくり通信

No.6

2010年11月
発行：厄神地区まちづくり協議会

厄神地区
田園まちづくり計画の案が
まとまりましたので

11/21(日) 19:30~
厄神公民館で

厄神地区
まちづくり協議会 総会
を開催します！

議事

- 1号議案 厄神地区まちづくり計画(案)について
- 2号議案 特別指定区域(案)について

多数の方のご出席をお願いいたします。
やむを得ずご欠席の場合は、委任状の提出
をお願いいたします。

厄 神地区では、地域の活力を高めるため、「田園まちづくり制度」により、田園まちづくり計画を作成し、地域の取り組みに必要な建築物が許可されるよう、「特別指定区域」の指定をめざして検討を進めてきました。

9 /16~30には「厄神地区まちづくり計画(案)」および「特別指定区域(案)」の縦覧を行い、区域の変更や追加のご意見等をいただきました。

い ただいたご意見等をふまえて、最終案(議案書をご覧ください)をまとめましたので、来る11月21日(日)の**まちづくり協議会総会**で、みなさんに審議していただきたいと考えています。

そ のうえで、特別指定区域指定に向けての手続きを加古川市に要請いたします。

厄 神地区にとって重要な議案の審議となりますので、ぜひ、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1

地区まちづくり計画の案

- (1) まちづくりに関する方針の案
(附図 まちづくり構想図)
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図の案

2

特別指定区域の指定の案

- (1) 特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
- (2) 特別指定区域の位置図
- (3) 特別指定区域の区域図の案

9月16日(木)

～30日(木)

の縦覧を
行いました!



厄神公民館正面入り口に
掲示されました。

いただいたご意見をもとに最終案をまとめました!

(一緒に配布している総会資料をご覧ください)

総会資料の中の

「まちづくりに
関する方針」は、

地区の将来のあり方を示すもので、住民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、この方針を守っていくことによって、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかうとするものです。

「まちづくり
構想図」は、

自分たちの住む地区をどのようにしていきたいのかを話し合い、イメージを共有し、まとめた将来像です。

「土地利用
計画図」は、

地区の将来の土地利用を「保全する区域」「活用する区域」に分けるため、保全区域、農業区域、集落区域に区分しています。

「特別指定
区域図」は、

地区の取り組みを進める上で、必要な建築物を許可可能とする区域です。八幡小学校区に通算して10年以上居住した人が住宅を建てることのできる「地縁者の住宅区域」と地縁者に限らずだれでも住宅の建築が可能になる「新規居住者の住宅区域」を示しています。

※くわしい内容は総会で説明いたします。